

《農家の皆さんへ》

スマート農業導入推進事業費補助金のお知らせ

板柳町では、農作業の効率化や労働力不足の解消等を図るため、スマート農業導入推進に要する経費に対し補助を行います。

対 象 者

- ・板柳町に住所を有する農業者または農業法人、若しくは農業者3戸以上で組織する団体。
- ・町税等の滞納がない方。

対 象 経 費

スマート農業技術カタログ耕種(全体版)(平成30年8月農林水産省公表)に掲載されている農業機械の購入費及び設置費、デジタル無線受信機購入費とする。

※中古品、ソフトウェア及び農業以外の用途に容易に供されるような汎用性の高いもの、デジタル無線(RTK—GNSS)基地局を使用しない農業機械は除く。

補 助 金 額

補助金の額は補助対象経費(消費税及び地方消費税を除く。)に3分の1を乗じて得た額(千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額。)以内とし、上限を100万円とする。

申 請 方 法

町ホームページお知らせ欄または役場3階産業振興課で配布している交付要項をご確認のうえ、申請書に必要書類(見積書・カタログなど)を添付し、産業振興課 農政係に提出して下さい。

《お問い合わせ先》

板柳町役場 産業振興課 農政係

TEL : 73-2111 (内線 311・314)